

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 射撃場整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部環境管理課生物多様性係 電話番号：058-272-1111 (内 2701)

E-mail：c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,371 千円 (前年度予算額：4,349 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,349	0	0	0	0	0	0	0	4,349
要求額	3,371	0	0	0	0	0	0	0	3,371
決定額	3,371	0	0	0	0	0	0	0	3,371

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

カワウやニホンジカ等の野生鳥獣による農林水産業被害の増加や、ツキノワグマの人家周辺への出没等により、鳥獣捕獲 (特に銃による捕獲) の重要性が高まる一方、県内の射撃場は施設の老朽化や鉛対策問題といった様々な問題を抱えている。

また、平成 21 年度の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、猟銃所持許可の新規・更新申請をする際は教習射撃場で行う射撃講習を受講することが義務付けられたため、射撃場の需要はますます高まっている。

(2) 事業内容

銃による捕獲の安全性及び技能の向上のためには射撃技術の向上が不可欠であり、(一社)岐阜県猟友会が行う既存の射撃場の整備に要する経費の一部を補助することで、効果的な射撃練習を実施できる環境を確保する。

なお、本事業は昭和 54 年度から岐阜県猟友会の構成団体が管理運営する 8 つの射撃場を対象に、整備に要する経費の一部を助成している。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・射撃場の整備は有害鳥獣捕獲及び狩猟の適正化の推進に資するものであり、それらは県の責務である。
- ・補助率は事業費の1/2以内かつ予算の範囲内

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,371	<p>○事務所及びトイレの改修・整備</p> <p>事業費内訳：恵那市猟友会射撃場</p> <p>事務所： 事務所整備一式 2,726,616円</p> <p>トイレ： トイレ整備一式 493,500円</p> <p style="text-align: right;">小計 3,220,116円 消費税 322,012円 計 3,542,128円</p> <p>補助金額：3,543千円 × 1/2 = 1,771千円 ※1,000円以下の端数は事業者負担</p> <p>○その他 1,600千円</p>
合計	3,371	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

射撃技術の維持向上のため、継続実施が必要。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	射撃場整備事業費補助金
補助事業者（団体）	一般社団法人 岐阜県猟友会 （理由）県内 8 射撃場の管理はすべて（一社）岐阜県猟友会の構成団体が担っているため。
補助事業の概要	（目的）適正かつ安全な有害鳥獣捕獲及び狩猟の実施のため、効果的な射撃練習が行える環境を整える。 （内容）県内 8 射撃場の整備に要する経費の一部を助成する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）事業費の 1 / 2 以内 （理由）事業主体の自己負担金、岐阜県猟友会の補助とあわせ、県の負担割合を勘案した結果。
補助効果	銃猟免許所持者が効果的かつ安全に射撃練習ができる態勢を整備することで、適正な鳥獣捕獲が行われ、農林被害等を減少させることができる。
終期の設定	終期 令和 5 年度 （理由）「清流の国ぎふ」創生総合戦略による

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

狩猟者を確保するとともに、銃猟の安全性及び技術の向上を図ることで、資質の高い捕獲従事者を確保し、有害鳥獣捕獲の適正な実施による農林水産業被害の軽減及び適正な狩猟を推進する体制を整える。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H16 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
① 射撃場整備件数（実数）	0	7	8

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	1,957 千円	1,964 千円	1,544 千円	(予算額) 4,349 千円	(要求額) 3,371 千円
指標①目標	6	7	8	8	8
指標①実績	6	6	7	(推計値) 7	(推計値) 7
指標①達成率	100%	100%	87%	(推計値) 87%	(推計値) 87%

(前年度の成果)

<ul style="list-style-type: none">・ 事業の活動内容 土岐市総合射撃場の整備に要する経費の一部を助成した。・ 得られた事業の成果 安全かつ効果的な射撃練習ができる環境が整えられた。
--

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none">・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 現在、狩猟者の高齢化が進行（60歳以上の割合：57.7%（H30末））している。また、狩猟者全体に占める第一種銃猟免許所持者は減少傾向（H元年：82%→H30年：30.9%）にある。 資質の高い鳥獣捕獲従事者を確保するためには、若年者を対象として後継者を育成する事業展開が必要である。

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none">・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価)	○ 鳥獣捕獲に従事する者の射撃技能の維持向上のための拠点整備に助成することは、公益性が高い。
<ul style="list-style-type: none">・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	○ 効果的かつ安全に射撃練習を実施できる環境が維持されたことにより、適正な有害鳥獣捕獲及び狩猟が行われ、農林業被害をもたらさず有害鳥獣の個体数低減に貢献した。
<ul style="list-style-type: none">・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価)	○ 射撃場施設の整備に要する経費を対象とし、1/2以内かつ予算の範囲内で、優先度の高いものから毎年1～2か所実施している。

(事業の見直し検討)

<p>鳥獣捕獲の安全性や技術の向上には、射撃場整備が必要不可欠である。 また、銃の所持許可の根拠となる銃刀法においても、所持許可申請・更新を行うために受講が必要である公安委員会が行う講習会は射撃場で開催されるものであり、施設の整備は今後も必要となる事業である。</p>
--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<p>継続・削減・統合・廃止 (理由) 要望及び整備内容に応じて支援を行う。</p>
